

駿河台大学大学院研究生規程

平成 3年 4月 1日 制定
平成 27年 3月 26日 最近改正

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第38条の規定に基づき、研究生の取り扱いについて定めることを目的とする。

(資格)

第2条 研究生となることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学院修士課程を修了した者
- (2) 本大学院において前号と同等の学力があると認めた者
- (3) その他本研究科委員会で適当と認めた者

(出願)

第3条 研究生を志願する者は、入学検定料を添えて次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（本大学院所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (5) 写真
- (6) その他本大学院が必要と認める書類

(許可)

第4条 研究生としての入学は、一般の授業に支障のない限り、本研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

2 研究生の入学許可は、原則として各年度始めとする。

(専門教育科目)

第5条 本研究科長は、研究生の専門教育科目及び研究事項を指定し、指導教授を定めるものとする。

(研究証明)

第6条 研究生は、研究期間及び研究事項の証明を求めることができる。

(期間)

第7条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、本研究科委員会の議を経て、更新することができる。

(研究報告)

第8条 研究生は、その研究期間終了に際して、研究報告書を本研究科長に提出しなければならない。

(費用)

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の研究料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 検定料、登録料及び研究料は別に定める。

3 所定の期日までに研究料を納めない者は、研究生としての入学許可を取り消す。

4 すでに納めた研究料その他は、事情の如何にかかわらず返還しない。

(研究生証)

第10条 研究生は、研究生証の交付を受け、常にこれを携行しなければならない。

2 研究生証は、研究期間終了後に返還しなければならない。

(許可の取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者と認められたときは、学長は研究の許可を取り消すことがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(その他)

第12条 研究生に関し、本大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、本研究科委員会の議を経て、学長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

平成27年4月1日一部改正。